

鈴鹿市ふれあい収集ごみ排出場所設置基準

1（ごみ排出場所の登録）

鈴鹿市ふれあい収集におけるごみ排出場所（ごみ排出場所に設置する容器等を含む）を登録しようとする者は、鈴鹿市ふれあい収集事業申込書と同時に次に掲げる図面等を提出しなければならない。

- （1）ごみ排出場所の位置を明示した付近見取り図
- （2）共同住宅等に居住する場合、ごみ排出場所の位置を明示した配置図
- （3）共同住宅等に居住する他の入居者又は他者と共有の敷地にごみ排出場所が設けられている場合は、当該ごみ排出場所の所有者又は管理者の承諾書

2（ごみ排出場所の条件）

（1）ごみ排出場所については、ごみの排出及び収集作業を容易に行うことができ、かつ、ごみの収集作業を安全に行うことができる道路沿いであること。ただし、設置場所が次の各号のいずれかに該当する場合は、廃棄物対策課と協議の上、決定すること。

- ア 幹線道路など交通量の多い道路沿い
- イ 信号機が設置されている又は交通量の多い交差点付近
- ウ 袋路状道路に面した場所。ただし、当該袋路状道路に転回広場等を設置する場合を除く。

3（共同住宅のごみ排出場所の条件）

（1）共同住宅等入居者のごみ排出場所の条件については、前条の規定によるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- ア ごみ排出場所は、共同住宅等の敷地内とすること。
- イ やむを得ず、道路沿いに設置できない場合は、居住する部屋の前などの共同スペースに排出できる場所を確保するとともに、通行人の妨げにならないように通り抜け可能な通路用地を確保すること。
- ウ ごみ収集作業の安全上、共同住宅等の入居者用駐車場付近の設置は避けること。ただし、安全上の措置が講じられている場合は、この限りでない。

4（利用者補助者の責務）

（1）利用者補助者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ア 利用者が、鈴鹿市ふれあい収集（ごみ収集福祉サービス）事業実施要綱（以下本要綱とする。）第8条の利用者の責務を遵守しない場合、利用者補助者は、同条の各号を遵守するよう努めなければならない。
- イ 利用者補助者は、利用者に本要綱第13条第1項の事象が生じたことを知ったときは、鈴鹿市ふれあい収集事業変更申込書の提出に協力しなければならない。